

セカンドライフを
もつと充実するために。

特別金利

給与振込、年金受取、年金予約をお申込みいただいた場合
もしくは退職金受取以降、投資信託を100万円以上ご購入いただいた場合
(お申込手数料・消費税を含みます)

期間3カ月

年1.0%

(税引後年 0.796%)

通常金利 期間3カ月 年0.5%

(税引後年 0.398%)

※平成25年1月1日～令和19年12月31日
までに受け取るお利息については、復興特別
所得税が追加課税され、20.315%の
税金がかかります。

ファーストバンクの

退職金専用定期預金

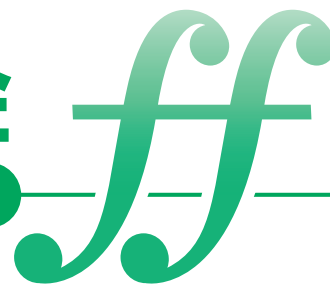
フォルティシモ

ff

詳しくは裏面を参照ください

ファーストバンクの 退職金専用定期預金

フォルティシモ



対象となる方 退職金受取日から1年以内の個人の方
「退職所得の源泉徴収票」または「退職金お受取り済み口座の通帳」をお持ちください。

対象商品 ・スーパー定期、スーパー定期300
・総合口座定期預金、または通帳式定期預金が対象です。

預入金額 200万円以上3,000万円以内(退職金お受取り金額以内)

預入期間 3ヵ月

適用金利 ①通常金利 期間3ヵ月年**0.5%**(税引後年0.398%※)
②特別金利 期間3ヵ月年**1.0%**(税引後年0.796%※)

②特別金利の適用については次のお取引の方を対象とします。

給与振込、年金受取、年金予約(予約時60歳以上)をお申込みいただいた場合、もしくは退職金受取以降、投資信託を100万円以上ご購入いただいた場合(お申込手数料・消費税を含みます)

※平成25年1月1日～令和19年12月31日までに受け取るお利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%の税金がかかります。
※税引き後金利は、小数点第4位以下を切捨て表示しております。

中途解約 当行所定の中途解約利率を適用いたします。

ご注意

- ※当行の本支店の営業エリアにお住まいか、お勤めの個人の方を対象といたします。
なお富山県、石川県、新潟県、岐阜県の当行の本支店でお取り扱いいたします。東京支店・大阪支店でのお取扱いはございません。
- ※本商品へのお預け入れはお1人さま1回に限らせていただきます。
- ※年金振込予約の場合は、当行所定の年金受取予約票をお取り受けいたします。
- ※退職金専用定期預金には、本商品および「フォルティシモ ウェブ」の2商品がありますが、この2商品の募集総額が年度(4月～翌年3月)で100億円に到達次第、受付を終了します。
- ※本商品は預金保険の対象であり、他の対象商品と合算して預金者1人あたり元本1,000万円までとその利息が保護されます。
- ※本商品は満期後、自動継続扱いとなり、継続後の利率は継続後における店頭表示利率を適用させていただきます。
- ※満期日から解約または書替・継続時までの利息は、解約または書替・継続した日における普通預金金利にて計算いたします。
- ※中途解約された場合は当行所定の中途解約利率を適用させていただきます。
- ※金利環境等の変化により金利上乘せ内容等が変更される場合がございます。

投資信託に関するご留意点

- 投資信託はリスクを含む商品であり、国内外の株式や債券等へ投資しているため、組入れた有価証券等の値動き、運用先の信用状況の変化、金利、為替相場の変動等により基準価額が変動し、投資した資産の価値が投資元本を割り込むことがあります。これらのリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うこととなります。
- 投資信託は預金ではありません。したがって、元本の保証および利回りの保証のされていない商品ではありません。
- 当行で取扱う投資信託は預金保険制度および投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託のお取引に関しては、クーリングオフ(書面による契約の解除)の適用はありません。
- 当行は投資信託の販売会社であり、投資信託の設定及び運用の指図は委託会社が行い、保管・管理は受託会社が行います。
詳しくは各ファンドの目論見書および目論見書補完書面をご確認ください。

【投資信託に関する手数料・費用について】

- 投資信託をお申込頂く際に、各ファンドに設定された販売手数料や信託報酬等の諸経費をご負担頂きます。またファンドの種類に応じて、換金(解約)手数料や信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。
- 手数料等諸経費の詳細は各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面をご確認ください。

販売会社の概要 【商号等】 株式会社富山第一銀行 登録金融機関 北陸財務局長(登金)第7号
【加入協会】 日本証券業協会
【連絡先】 リテール部(076-461-3891)またはお取引のある支店にご連絡ください。

※詳しくは窓口にお問い合わせください。

(令和4年4月1日現在)